

令和 8 年度保険料納額告知書の発送について

組合が納付義務を負う「後期高齢者支援金」の金額が 4 月 1 日時点で通知されていないため、保険料のうち「後期高齢者支援金等賦課額」の決定が遅れることから、「保険料納額告知書」の発送は 4 月下旬頃となる見込みです。

このことにより、診療報酬支払額から保険料を引去り徴収している組合員については、5 月分保険料を徴収する際に 4 月分保険料を合わせて徴収いたします。

なお、3 月分保険料に未納額がある組合員については、その金額のみ 4 月に徴収いたします。

また、暫定所得割額修正の申し出期間は 5 月 31 日まで延長いたします。

令和 8 年 4 月

北海道医師国民健康保険組合